

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応

災害発生に伴う避難については、密集した空間の中での集団生活等により、新型コロナウイルスをはじめとする感染症のリスクが高まる危険性があります。

調布市では、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年4月7日付内閣府通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」に沿った下記の対応を行うものとします。

具体的には、多くの避難所を開設することや避難所の衛生環境の確保、発熱、咳等の症状が出た方への対応などに取り組みます。

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則ですが、安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

平時から安全な親戚や友人の家への避難など幅広い選択肢を御検討ください。

記

1 多くの避難所を開設

避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の二次避難所等の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る。また、学校避難所では、身体的距離を確保する観点から従来避難所運営マニュアルで避難スペースとしていた体育館・教室以外の教室等も活用する。

- ① 震災時指定避難所（一次避難所） 小中学校等32箇所
（※風水害時21箇所 グリーンホール、文化会館たづくり等を含む）
- ② 震災時二次避難所 地域福祉センター10箇所
（※風水害時7箇所）

2 親戚や友人の家等への避難の検討について周知

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、避難所が過密状態になることを防ぐため、従来、市民の皆様にお伝えしてきた市が指定した避難所への避難に捉われず、可能な場合は、安全な親戚や友人の家への避難など幅広い選択肢を検討していただくことを事前に周知する。
- ・台風時において、避難所での感染リスクを避けるため、やむを得ず屋内駐車場等への車両での一時避難を検討する場合は、移動が安全な早期避難に限定すること、また、その際には、必ず事前にハザードマップで駐車場所の安全性を確認し、エコノミークラス症候群等に注意するよう周知する。

3 自宅療養者等が避難した際の対応

避難所の感染拡大を防止するため、自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者や感染が疑われている方は、避難所への避難は控え、市や保健所に事前に連絡し、相談して頂くよう周知する。

事前相談せずに避難所に避難した場合は、以下のとおり対応する。

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者が避難してきた場合は、対象者を隔離した上で、保健所に連絡し、入院等の調整を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方（PCR検査結果待ちの方等）が避難してきた場合は、対象者を隔離した上で保健所の指示に従う。
- ・保健所の指示を待っている間に、やむを得ず一時的に避難所内に待機となる場合には、一般避難者と避難スペースや動線を分けるため、学校の教室を活用する等、個室の専用スペースと専用のトイレを確保する。

4 避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認については、避難所の到着時のみならず、避難生活開始後も定期的に行い、避難所退出時にも実施する。

- ・配慮すべき健康状態を「避難者名簿」に事前に記載してもらい滞在時の

変化に備える。

- ・チェックシートを作成し，健康状態を確認する。
- ・保健師等の巡回による健康状態の確認を行う。

5 手洗い，咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や避難所運営スタッフは，頻繁に手洗いするとともに，咳エチケット等の基本的感染対策を徹底する。

- ・厚生労働省「災害時における避難所での感染症対策」を市ホームページ等で事前に周知を行う。
- ・避難所にポスターとして掲示し周知する。
- ・マスク等備品の確保
マスク，手指消毒液，手洗い用せっけん，アルコールペーパー，
体温計，非接触式体温計
- ・避難者に対して，非常用持出袋による各自の基本的な持ち物を事前に周知する。（マスク・体温計・アルコール消毒液等）

6 避難所の衛生環境の確保

物品等は，定期的に，及び目に見える汚れがあるときに，家庭用洗剤等を用いて清掃するなど，避難所の衛生環境をできる限り整える。

7 十分な換気の実施，スペースの確保

避難所内については，十分な換気に努めるとともに，避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。

- ・避難所運営スタッフは，避難所の状況に応じて常に十分な換気を行う。
- ・避難者が密接，密集しないよう，学校においてはできる限り教室の活用を図る。
- ・必要に応じて段ボールベットや仕切り板を設置する。

8 発熱，咳等の症状が出た方の専用スペースの確保

- ・発熱，咳等の症状が出た場合は，対象者と一般避難者の避難スペースや

動線を分けるため、学校の教室を活用する等、可能な限り個室の専用スペースと専用のトイレを確保する。

- やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切り、専用スペースを確保した上で、こまめな換気に努める。

9 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

- 発熱、咳等の風邪症状が出た方については、保健所や市内医療機関と連携し、速やかに医療機関等の受診を促し、医師の指示に従う。
- 医師の診断・検査の結果、感染が確認された場合は、保健所と連携の上、入院等の調整を行う。